

第18期 第7回 八尾市図書館協議会会議録

日 時 平成26年 1月29日(水)
10時00分～11時46分
場 所 市役所8階 第2委員会室

出席者(敬称略)

井上 眞澄	(元京都橘大学文学部教授)
松井 純子	(大阪芸術大学)
吉川 逸子	(大阪府立中央図書館司書部長)
大久保 典子	(大阪市立中央図書館利用サービス担当課長)
新居 佐登子	(八尾市社会教育委員)
北田 信吉	(八尾市青少年育成連絡協議会)
小垣内 潤子	(八尾市PTA協議会)
池田 多瑛	(公募市民委員)
永富 雅子	(公募市民委員)

職 員

浦上 弘明	(八尾市教育長)
伊藤 均	(教育次長兼生涯学習部長)
南 昌則	(八尾図書館長)
永田 敏憲	(山本図書館長)
青木 薫	(志紀図書館長)
西村 隆男	(八尾図書館館長補佐)
筒 暁子	(八尾図書館利用サービス係長)
佐古田 明奈	(八尾図書館資料係長)
丸谷 奈緒美	(八尾図書館資料係副主査)
柳 美智子	(八尾図書館司書)
喜多 由美子	(山本図書館司書)
東 ひろみ	(志紀図書館司書)

- 1 教育長挨拶
- 2 協議案件
 - (1) 市立図書館の開館日時について
 - (2) 市立図書館の管理運営体制について
 - (3) その他
- 3 報告案件
 - (1) (新)八尾市図書館のオープンについて
 - (2) その他

○西村館長補佐（司会） それでは、定刻になりましたので、ただいまから第18期第7回八尾市図書館協議会を開催させていただきます。

なお本日、教育長が公務のため15分ほど遅れて出席となりますので、御報告申し上げます。本日は御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

最初に当協議会の資料の確認をさせていただきます。本日の資料といたしましては、先日皆様に送付させていただいております、第18期第7回八尾市図書館協議会次第。資料1といたしまして市立図書館の開館日時について。参考資料といたしまして市立図書館の管理運営体制について、でございます。また本日御協議を賜る市立図書館の管理運営体制について、第5回第6回開催時の資料につきまして、あわせて御持参いただきますよう送付文に明記をさせていただいておりますが、お手元にございますでしょうか。御確認をよろしくお願いいたします。

資料が、お手元にないようでしたら、お申し入れください。

そうしましたら、委員の皆様におかれましては、本日も図書館の運営につきまして活発な御意見、御協議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。なお、本日水谷委員におかれましては所用のため欠席の旨連絡をいただいております。それでは議事に入らせていただきます。議事進行は井上会長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

○井上会長 皆さん、おはようございます。早朝から協議会に御出席いただきましてありがとうございます。

早速ですけれども、協議案件に入らせていただきます。協議案件の第一番目、市立図書館の開館日時について、資料がございますので事務局から説明をお願いします。

○西村館長補佐 それでは事務局からお手元配付の資料に沿いまして御説明をさせていただきます。それでは資料1をごらんください。前回の協議会におきまして、委員の皆様から御意見を頂戴いたしまして、中長期的な部分において検討を行うべき部分はあるものの、お手元配付のお示しいたしました見直し案で、一定の御理解をいただいたものと考えております。

見直し案は3月に関係例規の改正を行う手続を行っておりまして、実施時期についてはあくまで予定でございますけれども、新八尾図書館のオープンに合わせて実施をしたいと考えております。開館日時についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○井上会長 前回と何か変わったところがありますか。

○西村館長補佐 前回、御協議いただいた内容をこの配付資料のとおり、例規関係の改正を3月に行っていくという御説明ですので、前回のご決定を受けて賜った部分を資料にしたものでございますので、変わってはございません。

○井上会長 はい、見直し案のとおりということですね。

○西村館長補佐 はい、そうです。

○井上会長 御質問御意見等ございませんか。はい、どうぞ。

○小垣内委員 米印のところに「ただし、八尾市教育委員会が必要と認めるときは図書館を臨時に休館し、または開館することができる」というふうにあるんですけれども、これは何度もお話が出ている夏休みというふうな形でも、とつても、いいのでしょうか。

○南館長　その夏休みに開館することを想定してこの表記があるということではなくて、今ここで掲げさせていただいています、利用時間も同じように教育委員会が必要と求めるときは変更できる旨を規定させてもらっています。

これについては、突発的な開館のシステムのエラーで休館せざるを得ないときとか、それと、災害において休館せざるを得ないときとか、そういったいろいろな要件があるかと思われまので、そういった場合にはこの規定に定めている以外のところでも、弾力的に開館、休館の、対応はできるということで規定をさせていただいております。

○小垣内委員　そしたらこれは、市民からの要望とかということではなくて、八尾市のほうで判断した場合の休館、開館という意味合いですね。

○南館長　そうです。市のほうで判断するということになりますけども、今おっしゃっていただいたように、市民要望の中で一時的な開館時間の拡大を突発的な、例えば夏休み限定でやるとか、そういったことも、もし万が一そういうことがあれば、こういう規定に基づいて行わせていただくということですので、今、既に夏休みにおいては朝早くとか、遅くまでするとか、そういうことを想定しているというわけではないのですけども、そういったことの状況になればこの規定に基づいて変更ができるということ。法制的な表現でさせていただいています。

○小垣内委員　わかりました。ありがとうございました。

○井上会長　よろしいですか。ほかの委員さん方。

現行のいわゆる水、木、金の開館時間の延長ですが、土曜日も含んでやるということですね。だから、それに対しての職員体制等はどうなっているかということと、それから、私から言うのはあれですが、休館日を既存3館の図書館は月曜日ですけども、龍華図書館は火曜日とする。それはなぜかということと、そのメリットは何か、あるいはそのために発生する負担といいたいまいしょうか、その辺はどのようなことが考えられますか。

○南館長　まず一点、利用時間の拡大に伴いまして、これまで水木金の三日間でしたけども、土曜日も拡大するという事で、まだ予算案の段階ですので詳細な数字については、今審議中なんですけども、一定、開館時間が増えるということに伴います臨時職員の対応についても確保していきたいなというふうには考えております。

また休館日が減少されることによって、基本的には祝日も開館していくということですので、職員のほうには何らかの振替休日対応になるのかなというように思いますし、それに伴います人員の体制についても、財政のほうとも臨時職員の対応ができないのかということでの予算協議はさせていただいております。

また御質問がありました、龍華図書館については火曜日ということになりますけども、これまでいろいろな方、アンケート等でもいただいておりますけれども、できる限り図書館の開館日を増やしてほしいという御意見をいただいております。その中で、やはり各館、週1日の職員の勤務体制も含めまして、これまでの月曜日を休館とするわけですけども、今後新しく開館いたします龍華図書館におきましては週六日の開館でその休館日を火曜日にするということによって、八尾市内のどこかの図書館が開いているので利用できるというような環境を設けていきたいという考えの下で、龍華については今後新しくできる場所については、火曜日の休館とさせていただきたいというように考えをまとめさせてもらいました。

またこういうふうにより開館することに伴う課題といたしましては、かねてから会長のほうから御指摘をいただいていたとおり、システム関係では常にシステムが稼働するということですので、中央図書館的機能な八尾図書館に基本的なサーバー、メインサーバーがございますので、そういった管理の体制・仕組みについてもメンテナンスをどうしていくのかというふうな課題もございましょうし、返却日の返却手続の処理、龍華に返して次の日に違う図書館にて返却処理がされていないとかいった、そういった手続的な課題もあるかと思われましても、その辺については、今後諸課題のほうは事務的な整理をしていきたいなというふうには考えております。

○井上会長　具体的にはそうしたら、龍華の火曜日休館日ということで、月曜日については本館的な機能の八尾図書館で職員の出勤が本来は休みだったのが、誰かが出勤しなければならないという事態になるということですね。

○南館長　必ず職員が出勤するというのではなくて、メンテナンス、サーバーの管理の会社とも、そういった対応はできるということでの仕様書を定めておりますので、そこで、突発的なときの緊急連絡体制を設けることで対応していきたいと考えておりますので、必ずしも職員が出勤してサーバーの管理をしているということは、極力ないような体制をシステムのメーカー、ベンダーさんとも連携しながら取り組んでいきたいなというふうに考えています。

○井上会長　月曜日ですけど、他の図書館が休館日で職員が出勤しないということになりますと、龍華図書館で対応できないようなことが出た場合、どこに相談するということになりましょうか。

○南館長　龍華図書館で対応し切れない問題といたしますと、具体的にそのレファレンス等という意味を指すのか、ちょっと私も想定をしづらいのですが、基本的には龍華図書館のほうで対応し切れない場合については、一旦はその場でお預かりして後日各館との連携協議の中で回答していくことかなと。基本的に図書館サービス、各館での貸し出し返却等々のサービス面については、その場で現場で対応を基本的にさせていただきながら進めていきたいとは思いますが。

○井上会長　ほかの委員さん方、ございませんか。よろしいですか。

もしまた後でお気づきの点がありまして、質問等あるいは御意見をいただく場合はまた後で言うていただくとしまして、次の協議に、2番目の「市立図書館の管理運営体制について」事務局のほうから説明してください。

○西村館長補佐　次に、市立図書館の管理運営体制について御説明をさせていただきます。市立図書館の管理運営体制につきまして、これまでも事務局としての考え方や課題を一定御提示をさせていただいてきたわけでございますけれども、事務局といたしましては、本日一定の目途をつけさせていただきまして、これまでに賜った貴重な御意見をいかに反映すべきかを考えながら、図書館4館体制時の管理運営体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

これまでから説明をさせていただいておりますように、事務局といたしましては、第4地域図書館の管理運営体制につきまして、指定管理者制度を導入して運営を行っていきたいと考えております。4館体制での図書館サービスを維持・向上させることを一番の視点に置いた場合、現状の3館サービスの水準に不安を与えず、第4館目の開館ができるもの

と考えております。

当然のことながら、第4地域図書館に指定管理者制度を導入し管理運営することにつきましては、選定時もあることながら、開館以降についてもその運営状態について逐次確認することが非常に重要でございますし、本市の図書館サービス水準と同等以上のサービス提供を求める必要も当然でございます。

委員の皆様から種々いただいた御指摘の点も踏まえまして、課題解決に当たり、図書館の管理運営体制を構築したいと考えております。本日は、委員の皆様これまで協議を踏まえまして御意見を再度お願いいたしまして、協議会として、また委員として考えをまとめていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

なお、参考資料といたしまして、平成24年度、平成25年度に指定管理者制度を導入されました各市の選定理由等について、公表してあるデータでございますけれども、記載させていただいておりますので、またごらんいただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

○井上会長　これから説明は座ってしてくださいね。立っていただかなくても結構ですから。座ってやってください。座ったままで。

私ばかり聞くのはあれですが、きょう配付していただいた参考資料1ですけど、この中で、図書館流通センター、TRCがあって、管理しているところは、1館だけ名前が出ていました。新潟の三条市だけ、図書館流通センターとありますが、それ以外に図書館流通センターが、ここで出ている中で、指定管理者になった図書館名がわかりましたら、教えてくださいませんか。

○南館長　お配りしている資料の中で、どこの団体が管理運営をされているかというところについては、詳細にちょっと整理はしておらないのですが、ちょっと違うかもしれませんが、神戸市さんの場合はそうだったのかもしれませんが。

ただ、ちょっとそのあたりは、どこがTRCさんが管理しているかというのは、ちょっと整理し切れておりませんし、先ほど言った、一番最後の江戸川区においてはまた違う団体だったかなというふうには記憶はしております。

○井上会長　はい、どうぞ、北田委員さん。

○北田委員　北田です。ちょっと教えていただきたいのですが、先ほど参考資料1ということで、いただいているんですが、大阪府には24年度、25年度、なかったのかと。そういうことと、もう一つは、今大阪府内の図書館をやっている状況、指定管理者の。

それともう一つ私が言いたいことは、他市は他市ということで、八尾市は八尾市ということで、やはり八尾市にはいいところがあるのだから、やはり八尾市は八尾市でやっていただきたいと。指定管理者にしないでやっていただきたいと。

それをどうするのかということですが、例えば今3館あるわけですが、無理をしても人を裂いてやっていただくとか。例えば今、出張所の窓口を、保険料とかいろいろ、あれを中止ということになってはいますが、その人を回すとかですね。

この間、市長との懇談会に出ておりますと「住民サービスに回すんです」と、こういうことを私はお聞きしているわけです。やはり図書館というのは、地域であったり、文化センターであり、それを民営化するというのはちょっと私は解せないんです。以上です。

ちょっと説明していただきたい。例えば他市でどうしているのか。他市は他市というこ

とでね。

○南館長 きょうお配りしている資料の中でも、実際に24、25年度に大阪府内であったのかどうかということについては、実際には既に指定管理期間が始まっておりますので、この年度内で選定されたところはなかったのかなというふうには思っております。ひょっとしたら大東市さんがそうだったかもしれませんが、ちょっと詳細には。

それと、当然、他市の状況に、他市は他市で、本市は本市ということでは、本市としてどういうふうにサービスを提供していくかというところが、一番中心的にそろえていくべきところかなというふうには思っております。

また、前回の会議でもお話しさせてもらったかもしれませんが、図書館だけのことで考えるのではなくて、市全体的に住民サービスをどう提供していくのかという、効率的効果的に住民サービスを全体的にどう提供していくかということも当然我々としては考えていくべきところもございます。

そういうような中で、今回については、一定、市職員の限られた職員の中でどうサービスを提供していくかということを考えますと、一定、こういう、民営化の活力を活用することによって、新たなサービス可能性が期待できる面もあるということでの御提案をさせていただいております。

また、他部局の職員を、窓口にいる職員を図書館の窓口を持ってきたらどうかという御提案につきましても、当然幾つかの部署もそれぞれ限られた職員の中で精一杯努力してやっているわけで、決して十分な体制の中でできているというふうには思えませんので、その中で限られた中で、何とかやっているという状況です。ですから、八尾図書館だけのことを考えるのではなくて、市全体的なサービスの提供の仕組みといったところも踏まえて、議論していきたいというふうには思っております。

○北田委員 もう一度お聞きしたいんですけども、やはり今この間の市長の懇談会の中でも、人が多過ぎるのやと、八尾市はね、そういうこともおっしゃっているわけですね。今のちょっと、あれには矛盾するというふうに私は思っているわけです。

やはりそういうように、人が、例えば定年になった人とか、そういう面で仕事をワークシェアリングで与えるとかということで、何とかできないものかなと。私の考えですよ、これは、あくまでもね。そういうようにしていただければ、サービスもよくなると。今の図書館は本当にサービスがいいです、確かにね。私もちょこちょこ利用させていただきましても、やはりサービスもいいということで、やはりそうしていただきたいなと。

例えば民営化というような、指定管理者を入れると、やはりそちらに合わされてくると違うかなと。そういう懸念をしています。ということです。以上です。

○井上会長 ほかにどうですか。

○伊藤教育次長兼生涯学習部長 今回の北田委員のほうからちょっと御指摘があったんですけども、ちょっと八尾市のほうで、出張所、それからコミセンのあり方ということで検討しております、それで今後の方向性ということで、各コミセン、出張所へそれぞれ出向いて、市長を初め特別職が「こういうことや」と出向いて、今後の方向性について説明をするという取り組みを去年行ったところでございます。そのことを、北田委員のほうから御指摘になられた。

それで先ほど御指摘いただいた中で、市としては将来的には出張所をもって、行政事務

が、証明発行とか、あるいは収納業務とか、さまざまな事務を出張所において今まで行っていたんですけれども、ICTとかさまざまに時代の大きな流れの中で、今の10出張所があるんですけれども、その出張所において事務を行っていく必要があるのか、あるいはちょっと今八尾市のほうで八尾の細部の地域、分権ということで進めておる中で、もっと地域のまちづくりに市の職員が、一定、役割を今以上に果たしていく必要があるのではないかとということで、出張所に配属している職員、出張所の業務を、要は、本庁等に集約をして、そして出張所に今配置している職員については、そのそれぞれの地域のまちづくりのサポートとして役割を果たしていくと。

要は、出張所に置いている職員を本庁のほうへ引き上げるのではなく、出張所に、コミセンの職員についてはそのまま置いて、その仕事のやり方、今までは証明書発行の事務、今現在もやっておるんですけれども、市の考え方としては、これからはまちづくり、地域のまちづくりに対して職員がサポートをやっていく、地域課題の解決に向けて職員が一定の役割を果たしていく、そういうように役割を変えていきたいということで、説明等を行ったところでございます。

大きな方向性として、そういう方向で進んでいきたいということで御説明を行ったところなんですけども。北田委員さん、先ほど御指摘いただいたように、出張所に今置いている職員を全て引き上げて、その職員でもって新しい図書館の運営に活用できるのではないかと御指摘をいただいたんですけれども、市としてはこれは引き上げるのではなく、その地域のまちづくりのほうで引き続き役割を担っていただくと、そういう方向で考えておるとということで、ちょっとそちらのほうでもって、職員を確保、図書館のほうでは確保をしていくというのは困難かなというように考えておりますので、済みませんが御理解いただきますようお願いいたします。

○井上会長 北田さん。

○北田委員 例えば、図書館というのはやはり地域の文化と私は思うんですよ。やはり、サービスをよくするには、出張所をなくしていくという話は聞いておりますけど、要するになくなるんだろうと思いますけどね。では何らかの形で何人かを裂いてでもやるべきだろうなど。私は図書館というのは地域の文化であり、やはり、八尾市の文化を大事にしないといかんというふうに思っておりますのでね。それはだから、民営化というと、指定管理者とすれば、どんどんどんどんそういうようになっていくのと違うかという懸念で私は言ったわけです。

ここで言うべきことではないんですけども、一応そういうことを言わせていただきました。以上です。

○井上会長 よろしいですか。教育長さんがお越しになりましたので、早速ですけども、御挨拶をいただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

○浦上教育長 皆さん、おはようございます。ちょっと他の公務が、同じ時間帯から入ってまして、ちょっとセレモニーだけ済ませまして帰ってきました。本当にどうも中途から、申し訳ございません。

ちょうど2月3日までが大寒ということで、今本当に一番季節の中でも寒い時期で、今日は晴れて暖かい日なんですけど、そんな中にもかかわりませず協議会のほうにご出席ありがとうございます。

特にいつも申し上げていますが、八尾の新しい図書館がオープンも間近となっており、図書館の職員は移転に向けて今いろいろな作業をしているところでございますので、本当に待ち遠しい限りでございます。

また龍華図書館の、新しい図書館のほうも建設に入っております。そんな中で今日は前回に引き続きまして管理運営についてどうしていくのかというようなことで、委員のみなさんから様々な御意見を頂戴し、また、委員会としましては、教育委員会議というのがございます。教育委員会議でも先日の協議会におきましても、そういった話もしております。ですからきょうのいろいろなお話、意見をお聞きしながら、また今後教育委員会も継続して話をして、そして最終的には市の方針を決定していくという大きな時期に今なっておりますので、本日はいろいろな御意見を頂戴したいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。本日はどうもありがとうございます。

○井上会長 はい。ありがとうございます。引き続きまして、どうぞ。池田委員さん。

○池田委員 済みません。先ほど事務局のほうから、サービス水準を保つためにということをおっしゃっていましたが、龍華のほうに指定管理が入った場合、そのサービス水準を保つというのは、4館全て公平にということだと思わなければならないけれども、1館だけにその指定管理を入れることで、その平等に、公平に、保つということは可能なのでしょうか。今回配られた参考資料のほうの、松阪市の図書館、ここは2館となっておりますけれども、2館体制の中で図書館サービスの利用には地域格差も生じていると思われるので、市全域に対する公平なサービス提供に努められたいと書かれています。

1館だけでは公平性が保てないということで、ここ、2館同時にということで、読み取ったんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○南館長 サービス水準の公平さが保てないのではないかと懸念につきましては、今現在の八尾、山本、志紀におきましても、各館のサービス水準が必ずしも同じ、全く同じことを提供しているということではなくて、それぞれ独自性を持った児童、一般の方々のイベント、講演会であったりとかもありますし、それぞれの地域の図書館において独自性を持った催しものをさせていただいております。

山本図書館におきましては、閉館後に軽音楽を鳴らした音楽コンサートをやったりとか、そういった地域それぞれの独自性があるのかなというふうには思っております。

ただ根幹的なサービス水準、貸し出しであったりそれからレファレンス機能であったりとか、そういったものにつきましては、当然図書館ごとに異なるということにはならないと思っておりますので、基本的な図書館、八尾市全体に対して提供すべきサービス内容については、そういったところは仕様書であったりとか、契約協定書、募集要項、そういったところで明確に基準を設けていきますし、当然指定管理になった場合に図書館に対しても、本市が直営でやっておりますサービス内容に関するマニュアルであったりとか、そういうサービス要綱というものは遵守してもらうことを明記しますので、そういったところでの差は発生しないのかなと思っております。

ただ、地域ごとによって、やはり図書館と地域はどう結びついていくのかということにおきましては、当然地域の方々がその図書館に対してどうかかわっていくかということでの差は当然あるかなと思います。そういったことを含めまして、地域の図書館ごとで若干ではありますけれども独自性はあるとは思っています。ただ基本的なサービス水準について

は、確保していくということは絶対に進めていくべきところだというようには思っています。

○池田委員 独自性とそのサービス水準というのは全く違うとは思いますが、おっしゃったとおり、その基本的なサービス水準を下げないというところで、貸し出しとレファレンスということをおっしゃっていましたが、その貸出業務とかレファレンスというのは、その司書資格を持った方がその経験を積み重ねていくことで初めて生きてくるサービスだと思うんですけど、そういったことがその指定管理の有期限のもののところに入ったことによって、それが達成できるとは何か思えないんですけど、いかがでしょうか。

○南館長 必ずしもベテラン職員を配置しなければ本当のサービスは提供できないのかという、そういう懸念も指定管理者に対しての懸念を出される意見の中では、ほかの図書館でもいただいているというふうには聞いています。ただし、そういったことが果たして本当に全ての利用者が懸念しているところなのかどうかということもございます。

ですから、十分なレファレンス対応の経験を持たない職員がいることによる問題ということもございましてしょうけども、ただ、我々としては今後職員配置をするにおきましては、一定、こういう図書館なり図書館的な経験を持っている職員をできる限り雇用する方向での仕様をまとめていきたいというふうに考えておりますので、全く図書館での職務を経験していない職員が龍華のほうで配属されて、サービスのカウンターに立つということは極力ない方向での対応はしていきたいな、規定はしていきたいとは考えています。

○池田委員 その地域の図書館というのは、北田委員もおっしゃったとおり、その地域の図書館ということ、図書館というのはその地域の文化だと思うんです。そして、その地域のニーズとかというのは、ほかの業者さん、その地域について余り御存じでない方がして、それがレファレンスサービスの充実ということを考えてときに、成立するのかどうかというところもあるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○南館長 当然新しく入ってこられた企業さんですので、最初の段階は戸惑う可能性もあるかと思います。ただ、実際に指定会社をやっている団体も具体的にオープンする前には、その地域についてのマーケティングをするという話も聞いております。どういったその地域が歴史的に過去からどういうまちづくりをしてきたのかと、古来どういうふうな文化を継承して、この地域の独自性は何があるのかといったことについても重々オープンする前に、その組織としてマーケティングをやりながら、そしてその地域に対するサービス、地域間として行うべきサービス水準についてを考えながらオープンに向け、実際に図書館をオープンさせているという話も聞いていますので、当然そういった全く無知からオープンをされるということではないでしょうし、当然地域館の図書館に応募されるわけですから、そういったこと、地域とどういふふうに連携していくのかということでも十分考えた上での提案がなされてくるものだと思っております。

○池田委員 根本的な問題になるかと思うんですけども、例えばその指定管理の方が、業者が入って、3年、5年とかという期限載っていないですけども、制度上も定められてはいないとは思いますが、ただその業者も断るという権利もあるわけですよ。そういった中で、初めはマーケティングなどをされて、大体のその地域のニーズというのを把握された上でも、それが結局有期限のことで、次の業者になるとまた一からなのか。

それがまた継続されるのかというところの問題もあるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○南館長 それは図書館に限ったわけではなくて、市の公の施設に対して指定管理者制度を大部分が設けております。それに伴って、そのノウハウが継承されないのかということの懸念につきましては、市の指定管理者に関する指針であったり考え方の中で、基本的には指定管理団体が変わった場合は、十分な引継期間と情報を引き継ぐと、一定のサービス水準が変わらないように努めるということを規定しておりますので、その中での対応というふうには考えます。

○池田委員 サービス水準が下がらないかどうかということ、ということですが、その評価というのはどなたがされるのでしょうか。龍華図書館については八尾の職員の方というのは入られるのでしょうか。

○南館長 引継の評価の仕組みでしょうか。

○池田委員 いいえ、水準が下がっているかどうかという評価は誰がされるのでしょうか。

○南館長 水準が下がっているかどうかというのは、当然利用者の反応もございまして、実際行っていた内容を、やっているのかどうかというのはモニタリングの中で行えますし、そういった中の様々なチェック機能は働く予定をしております。

○池田委員 どなたが評価されるのでしょうか。どこの機関が評価をされるのでしょうか。

○南館長 モニタリングになりますので、それはモニタリングとして市の職員であったり、業者のアンケートであったり、その市の指定管理者全体的な中で、モニタリング制度を設けておまして、それについてはまず指定管理者が利用者に対してアンケートをします。それと、市のほうでそういう評価を行うというようなチェック機能で対応をしております。

○池田委員 龍華図書館のほうには市の職員さんは入られるんですか。

○南館長 龍華図書館は指定管理者ですので、市の職員は入りません。

○池田委員 そうすると、現場を知らない方が評価をされるということですか。

○南館長 現場を知るか知らないかということもございましてしょうけども、まず中央図書館的には各図書館の状況はできるだけ把握するような体制は設けていきます。

○池田委員 わかりました。ありがとうございます。

○井上会長 はい、どうぞ。大久保委員。

○大久保委員 第4図書館のサービスについて、もう少しお伺いをしたいと思いますけれど、今オープンになっている情報というのが、18万冊を目標とするということと、お話し室と対面朗読室の設置、出張所、コミセン機能の併設、開架については児童が1万5000、一般が5万2000で、閉架書庫については収容規模が4万7000ということがオープンになっているかと思えます。

まず開館時にどれぐらいの蔵書冊数でオープンをしようとお考えなのかということと、利用状況についてなんですけれど、これまでの図書館協議会の質疑の中で、人員体制についてはほかの八尾・志紀と同じように、15人から20人の体制ということで回答をされていますので、その八尾と志紀と同じぐらいの利用があるというふうにお考えなのかなと

思うんですけれど、そのあたりの貸し出しと利用状況の予測についてお聞かせをいただきたいと思います。

先ほど来、地域性ということでいろいろ議論があったと思うんですけれど、サービス内容について、25年度図書館事業計画を協議会の中でお示しいただいている中で、地域情報の収集や地域に応じた特集などという取り組みについては、八尾市全体で継続していこうということが書かれていたかと思うんですけれど、そういうサービスをどこまで地域に根差したサービスというのをやっていくのかということ、まず図書館が示さないといけないと思うんですが、そのあたりをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○南館長 今御質問いただいた件につきまして、ちょっと追加で参考資料という形でこちらで各、八尾、山本、志紀と、それと龍華の簡単な比較のできる資料を持っておりますので、それをちょっと御配付しながら御説明をしたいなというふうには思います。

今事務局のほうからお配りさせて、資料が今の久保委員の御質問の答えになっていないとは思いますが、比較ということで見ただけならと思っております。この資料の中では、実施設計段階での数字等も含めてですけども、各図書館の開架閲覧室、閉架書庫、お話し室等のスペース、対面の朗読室のスペース的なことで絵を描かせていただいております、第4地域図書館のおおむねの広さとしては1,327平方メートルと。これは基本設計段階ですので、若干建設中には変動があるというふうには御理解いただきたいと思います。

その第4地域図書館の蔵書規模につきましては、現在の段階でありますけども、約10万～13万点を目標とさせていただいております。ただ、財政的な制約の中でのことありますので、若干の変動はする可能性はあるというふうに御理解ください。

また、オープン当初の開架図書について、まずオープン当初におきましてですけども、実際には書架の設計等々は終わっておりますので、具体的には1階の児童の図書については約1万5000、6000冊ぐらいの規模となっております。1階の一般の成人のほうについても約5万2000、3000冊ぐらい。これは書架を一定の本の幅で割った数字ですので、実際の本の数については大きく変動するというだけでは御理解ください。

閉架書庫につきましても、計算上では4万7000冊から4万8000冊ぐらい、五万弱ぐらいの本は入るという規模で思っております、まずオープン当初におきましては、児童のところについては1万5000、6000冊はそろえていきたいなと。また成人におきましても、先ほど言ったように、5万3000冊程度ぐらいの本以上は持っておきたいなと。

当然オープンしたときに皆さんが本を借りていかれて、本棚がガラガラということはやはりよくないことと思っておりますので、それプラスアルファ分ぐらいの本は所蔵、購入してオープンを迎えていきたいと思っておりますし、またあと、各1日当たりの貸し出し数におきましても、志紀、山本、八尾図書館の1日当たりの貸し出し点数をちょっとごらんいただけたらと思うんですけれども、八尾におきましては、平成24年度実績では1日平均1756冊、山本は2446冊、志紀は2073冊ということで、その周辺の人口動態にもよるかなと思います。龍華の地域ですので、比較的人口も多くおられるということですし、また範囲的にも南は八尾南のほうからも来られる方もおられるでしょうし、西のほうは竹濶のほうからも来ていただけたらというふうには思っております。そういった中

での、おおむね1日当たり2000冊規模の本については、貸し出しをしていきたいなというふうには思っております。

こうなりますと、大久保委員がおっしゃっていただいたように、志紀図書館、これまでも志紀図書館と同等の規模を想定して考えておったわけでございますけども、職員体制におきまして、今現在志紀図書館が行政職員、非常勤嘱託を含めると17名という体制で、臨時的なアルバイトさんも土・日だけとか、そういったところで繁忙期で配属しておりますけども、こういう人数体制でやらせていただいておりますというような状況です。

こういったことを含めて、第4地域図書館のサービスについてはどう対応していくかということと、もう一点は、地域のどういう情報を集めていくかという御指摘もいただいていたかなと思っております。今現在、八尾図書館におきまして、地域の郷土行政資料についても収集を行っており市民のほうに提供しておるわけですけども、今考えておりますのは、やはり、地域の図書、本、以外のもも含めまして、こういった地域の文化があるのかという、情報発信をしていくということも一つの大きな地域図書館の役割というように思っております。

先ほど、伊藤教育次長のほうからも御説明させていただいたように、地域のまちづくりにおいては、コミュニティセンターにおきまして地域スタッフが配属されながら地域の情報を収集し、地域のまちづくりを支援していくということもございます。今回の龍華図書館、第4地域図書館においては、そういった龍華のコミュニティセンターとの複合施設というところの利点を生かしながら、そういった地域のまちづくり活動に対して、図書館がどういうふうな情報提供を行い、そして情報発信をしていくのかというところが一つは今後八尾図書館と志紀図書館とは違う、コミュニティセンターとの複合施設であるということの利点を生かした地域情報の提供ということは進めていけたらなというふうには考えております。

○井上会長　大久保委員さん。

○大久保委員　この間、指定管理者制度の導入に伴って、こんなことがよくなるということはいろいろ例示いただいたかと思うんです。第4図書館において、民間業者に期待するサービス、新しいサービスについて、神戸市さんは新たなサービス展開のために、その分の予算は積んでおられましたので、結局やはりお金がかかってくることだと思います。本当にどんな図書館にしていきたいのか、ということと、先ほどコミュニティセンターとの連携で、新しいまちづくりの核となるような図書館ということであれば、そのためにはどんなことを民間業者に期待していくのか。第4図書館において効率化を行うということなんですけれど、効率化を行ってその市民サービスをさらに拡充するということは、八尾市図書館全体でそのサービス向上につながるものにしていかなければいけないと思うんですけれど、そのあたりの可能性についてはどんなふうにお考えなのか。

また、これまで取り組んでおられた学校との連携ですね、私は大阪市のことしかわからないんですけれど、大阪市内で学校図書館に貸し出している冊数が24館全部で今8万冊ぐらいなんですけれど、1館当たりになると、非常に少なく、八尾市さんは、八尾市全体で1万6000冊貸し出しておられるので、大阪市よりもたくさん利用をされているんです。だからそのあたりのこれまでの取り組みを一層充実できる可能性というのはあるのではないかなとか思うんですけれど、そのあたりを教えていただけたらと思います。

○南館長　　すみません、質問をたくさんいただいて、実は答えが整理し切れていないんですけども、冒頭の、サービスを提供するにおいて新たな予算措置が必要ではないかということになるんですけども、今回は市全体の中で予算措置の仕方になりますので、明確にはちょっとお答えもしづらいところもあるんですけども、ほかの分野というんですか、他市の事例でも、サービスの提供部分について一定の枠を設けながら指定管理料を積算しているという事例も聞いております。

必要な施設の管理運営経費と人件費を含めまして、ある程度は想定をしながら、なおかつ、期待するサービス提供枠として数万円とか数十万円とか、金額については大小あると思いますけども、そういった枠を設けて、その金額の中でサービス向上をするための新たな事業提案を、実際の選定のときに提案してもらい、その金額に見合った期待する以上の効果を期待できるようなサービスメニューがあるのかどうかということも選定の一つの視点というようにされているところもございますし、また、別の図書館におきましては、インセンティブ予算として、新たな一定の収入、利用者の枠がふえれば指定管理料に反映していくといったところの自治体もあるというふうには聞いております。

そういったところも他市のそういった、がんじがらめで管理運営経費だけで指定管理料を定めるのではなくて、利用者にもどう還元していくのかということもどう提案してもらえるのかといったところも検討しながら、予算と額の設定の考え方はまとめていけたらなというふうには考えております。

それと、これまでも龍華におきましてどういったところを期待するのかということにおきましては、一つは指定管理者制度を導入する大きな原則としては、効率的効果的な運営ということが大原則になっております。効率的といいますとやはり一定のサービス料をふやす、一つの考え方ですけども、サービスの開館時間がふえるけども、これまでかかっていた経費と同等の金額でサービス量を増やすという考え方もございますでしょうし、また今までの時間量に対して経費の抑制を図ることによっての効率性を図るといったところもございますでしょうから、どういったところでの効率性を図っていくかということも一つの大きな要素というふうには考えてはおります。

さらに、効果的なサービスを提供するというところでの民間さんへの事業提案、ここについては、やはり、大きなところだというふうには思っておりまして、一つはこれまで市の直営ではやってこられなかったようなサービスメニューというものについて、また今の市の職員だけでは対応し切れない専門的なノウハウ・知識を有した、一つは弁護士的な相談であったりとか、法的な要素を持った相談業務等々といったところの対応をどうできていくのかということも、大きな期待の一つと、それだけではないんですけども、このように考えておりますし、またいろいろな市民さんからの要求、電子書籍に対する要求も様々来ております。我々としてもいろいろ電子書籍に関する知識の習得、研修等も行かせていただいておりますけども、やはりそういったところについては、専門的IT技術が追いついていないということもございますので、そういったところについては支援が必要で、我々行政直営においても、大きな課題というふうに認識しておりまして、そういったところを、どう市民に還元していくのかということが指定管理者制度に対する大きな期待なのかなと思っております。

また学校貸出については、今現在八尾図書館が基本となりまして、学校貸出、3月から

4月、5月にかけて返却いただき、学校への貸し出しを行っておるといふところ、さらに、貸出冊数につきましても、生徒一人当たり何冊とか、そういった用件を定めておりますので、非常に多くの本が貸し出しをされております。

また今後、龍華におきましては、学校貸出という制度を八尾図書館全体でやっております学校貸出制度に加えましてですけれども、龍華図書館におきましては、隣に龍華の中学校がございます。そういった中学校とどう連携を図っていくかということも大きな役割だというふうに認識しておりますので、余談ですけれども、八尾図書館におきましても、向かいにあります八尾小学校のほうともいろいろな連携の取り組みもさせていただいております。できるだけ多くの児童が八尾図書館での勉強をしたり、本を借りたりとか、そういう仕組みであったりとか、実際に絵を描いていただいてそれを展覧会するとか、いろいろな図書館と隣接する学校との連携もやっております。

龍華図書館におきましても当然そういった中学校のほうと連携し、本の貸し借りだけではなくて、図書館をどう中学校の中で活用していただけるのかということも大きな期待もする部分かなというように思っております。

ですので、学校との連携につきましても、今現在やっているところ、やっているサービスメニュープラスアルファにつきましても、龍華のほうではやっていけないというようには期待はしております。

大久保委員さん、答えは全部、言えていましたでしょうか。

○井上会長 大久保委員さん、ございますか、何か、御意見とか。

○大久保委員 不十分だったところをプラスというふうに考えたらいいでしょうか。

○南館長 不十分だったと言うと、職員も非常に多くの知識を有しながら、多種多様なサービスを提供しているわけですが、やはり一定、その、専門性につきましても、図書館司書としての専門性を有しているところには非常に高いレベルを持っておるんですけども、やはり、昨今、相談事の中で専門的になってきておりますビジネス支援であったりとか、健康の相談であったりとか、そういった非常に専門的なところの相談業務について、どうサービスを提供していくかということも大きな課題というようには認識しております。図書館サービス計画におきましても、そういったレファレンスに対応していくような仕組みづくりというのは一つの大きな事業として考えております。

今後、そういったところをどう市民に対応していくのかということも、一つの課題となる中で、それをどう克服していこうかということも指定管理者に対しての期待の一つというふうには考えています。

○井上会長 いいですか。ほかの委員さん、はい、どうぞ、北田委員さん。

○北田委員 済みません。先ほど説明の中で第4地域図書館で、特殊なサービスをしてくんやと、こういうふうに私はお聞きしたんですが、もう一度どういうサービスをされるのか、もうちょっと聞き漏らしたことがあるかわかりませんが、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○南館長 今現在、龍華の新しい第4地域図書館におきまして、こういうサービスメニューを提供していくのかという具体的な個々に定まったものはありませんので、今後、事業者を選定する中で、どういったサービスメニューを提案してくるのかということによるところもあるかと思っております。

ただ、基本的な考え方といたしましては、どう地域と根づくのかと、コミュニティセンターとの複合施設であるという利点を生かして、どう進めていくのかとか、それと先ほど言ったように、隣接する学校と、どう連携を図っていくのかといったところ、そういったところが大きな新たなメニューかなというようには考えてはおります。

○北田委員 それと、第4地域図書館でやると、あとの3館、八尾、山本、志紀のほうでも、公平なサービスということになれば、すぐにやっていかなければいかんと。こういうことになるんですよ。それでよろしいんでしょうか。

○南館長 基本的には4つの図書館におきましては、本の貸し出しとか返却であったりとか、そういったところについてのサービス水準は一定、同等というふうには考えております。ただ、それぞれの地域の図書館ごと、地域性を持った新たな付加的なサービスにつきましては、図書館ごとによっていろいろなサービスメニューの違いがあるかなというようには思います。

○井上会長 よろしいですか。はい、それなら池田委員さん。

○池田委員 済みません。この市が出している八尾市第2次図書館サービス計画というのをもう一度また見直したんですけれども、ここには全ての市民が利用しやすい図書館ということで書かれています。図書館法の17条に、龍華の指定管理が入ったときに、図書館法の中に「いかなる対価も徴収してはならない」とあるんですけれども、その指定管理のほうのその地方自治法では「施設の利用にかかる料金を当該指定管理者の収入として収受させることができ、利用料金は指定管理者が定めるものとする」とあります。

これというのはすごく矛盾しているなと思うんですけども、もしそういったお金が、料金が発生するようなことがあれば、その公平なサービスというのは難しいと思うんですが、いかがでしょうか。

○南館長 今、御指摘いただいた料金、図書館法17条の取り扱いですけども、地方自治法で書いているのは一般法、総論的な総則ですので、基本原則が書かれております。その中で図書館法というのは個別法ですので、当然個別法で図書館、我々は図書館法に基づいて図書館ですので、個別法に基づいて図書館法に基づいて、原則として図書館の本の貸し出しといったことに対する料金徴収は行わないというのが原則というふうに貫いていくことを考えています。

○池田委員 それは今現在されているサービスについてはその料金が発生するようなことはないということですね。

○南館長 どの範囲までのサービスを想定するかということにもよるんですけども、実際に催し物をさせていただくときには、実費負担分をいただいているような、お金をいただいているというところもございまして、他市の実情の中で、そういったところ、必ずしも図書館の施設の中でやるサービス自体が無料であるのかということではなくて、当然コピーにつきましても使用料として1部当たり数円をいただいております。そういった図書館法の原則的なところについてはきちっと守りながら、進めていきたいなとは考えています。

○池田委員 ありがとうございます。

○井上会長 ほかの委員さん方。はい、どうぞ。

○松井委員 済みません。前回あるいは前々回からの議論が継続してきょうに至って

ると思いますので、一定の目途をつけないといけないという、最初の西村館長補佐の御発言もありましたので、私も指定管理にもろ手を挙げて賛成ということは必ずしも思っておりませんので、指定管理を導入するのであれば、どうしてもやむを得ない場合に限りだけいただきたいというふうには強く思っております。

南館長の答弁なんかをお伺いしております、できる限りの配慮をなさるといふような答弁ではあるんですけども、多分市民の皆さんが危惧しておられるのは、例えば、図書館のサービスというのは、市民一人一人のニーズは違うというところを、どれだけサービスとして実現していただけるかということだと思います。

カウンターに日ごろ立っておられる司書の方などはその辺はおわかりだと思っておりますけれども、市民一人一人の資料に対する要求というのは非常に細かく多様性がある、幅も広いけれども、非常に深いニーズをお持ちの方も大勢いらっしゃると思います。

そういう市民一人一人の異なるニーズというものをきちんと拾い上げて、サービスとして、よりよいサービスを目指していただけるのか、今までの答弁を聞いておまして、どうも大多数の市民に対するサービスというのはちゃんと確保するけれども、例えば弱者に対するサービスとか、あるいは本当に一部分の人だけが持っているようなニーズに対しての対応はどうかということ、あるいは、子育てに対してお母様方が子供を安全に、あるいは豊かな環境の下で子育てを行いたいというふうに思っていると思っておりますけれども、そういうお母さん方のニーズというものをちゃんと受け取ってもらえるのかどうかということが、大きなポイントとしてはあるのではないかと思います。

そういう細かいところを指定管理にお願いして受けとめてもらえるのか、あるいはしゃくし定規に十把一からげにここはこういうところは無理です、こういうところは、ここまではオーケーですけども、ここから先はできませんというふうな、そういうしゃくし定規な対応になってしまうと、それはやはり市民としては非常に不満が出てくると思っております。そういうところのお考えをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○南館長　今委員がおっしゃっていただいた細かいニーズにどう対応していくのかということにつきましても、どういった、ニーズの状況、内容にもよるかなと思っております。基本的には各図書館、細かなニーズも本のレファレンスの相談であったり、その相談、こんな本を買ってほしい、こういう対応をしてほしい、こういう書架の整理にしてほしいとか、いろいろなソフト的なことのニーズもございまして、当然建物のハード的な問題といった、いろいろなもの、ニーズがあるかと思っております。

今後、指定管理者、その点につきましては、龍華図書館だけに対するニーズではなくて、当然各館それぞれのニーズもございまして、それと、そのニーズについてどう対応していくかということの共有化議論も必要だと考えております。また各館で挙がっているニーズにつきましても、他図書館において検討すべきテーマであれば当然検討して対応していくという、情報の共有化を図っていくという仕組みも当然必要と考えております。

今現在、そのニーズの対応につきましても、当然指定管理者の図書館も含めましてですけども考えておりますのは、いろいろな実務レベル、選書のレベル、それと館長会議のレベル、いろいろな各館集まった中での情報を共有する場面の中で議論をしながら対応し、そして市の場合は市で対応する、指定管理者の場合は基本協定の中でできる範囲でやっていただくようお願いをし、取り組んでいくというところでの体制になるのかなというよ

うには思っております。

ですから基本的にはさまざまなニーズに対応できるものについてはできる限り可能な範囲で対応していくというふうには努めていきたいというふうに考えています。

○松井委員　お考え、非常によくわかりました。もし指定管理がそういう柔軟な対応がもしもとられていないというふうに感じた部分があれば、市のほうからしっかり指導していただけるといふようなことになるのだろうと思います。

もう一つ、逆のパターンも考えられると思うのです。指定管理がこういうことをやりたいだけども、これはやらせてもらえるかというふうになったときに、市のほうが今の市の現状ではそれはちょっと難しいというふうに判断したときの対応はいかがかというふうに思ったりするんですけど、そちらはどうでしょうか。

○南館長　指定管理者の図書館のほうでこういうことをやりたいと提案が挙がってきた場合ですけども、それにつきましては、ちょっとお答えもしづらい、内容、どんな内容が挙がってくるかによっても、今ちょっとこの場でお答えも変わってくるかなと思っております。先ほども言っていますように、それぞれの地域ごとの独自性を発揮するためのサービスということであれば、それぞれの地域図書館間のいい意味での競争の中でのサービスの向上ということであれば、取り組んでいただくことも可能かなというふうに思っております。

ただ、明らかにサービスにおいても、地域の利用者に対してのサービスの格差が生まれるということであったりとか、それと民間企業さんのほうにおきまして指定管理料の範囲外で、会社全体的な利益の中からそういった投資をしていただくということになって、市がそれに追いついていかないというような状況になりましたら、それについては個別での判断になっていくのかなというふうには思います。

ですから、市が、逆に指定管理者をやりたいけども市がとめるということになるケースもないとは言いきれないですけども、それは内容次第によつての協議かなというふうには思います。

○松井委員　なかなか難しい面もあるようですね。指定管理の方がどこまで積極的にそのサービスの向上を図っていただけるかということは、日ごろ龍華の図書館を積極的に活用されている市民の方が御判断いただければいいかなと、そういうふうな判断の方策を確保しておいていただければと思うんですけども、例えば市民との協働ですよね、龍華の図書館で指定管理者が市民と一緒に様々な読書活動を行いたい、あるいは、子育てに役立つような積極的な催しを行いたい、あるいは、高齢者に資するようなサービスを行いたいというふうなことを、市民と協働でやりたいというふうなときに、直接の担当者は指定管理者の職員であつて市の職員ではないので、そういう指定管理者の中の職員と市民との協働というのは、例えばその指定管理の職員が変わってしまったら、そこで一旦関係が途切れてしまうというふうなこともやはり想定はされると思うんです。

そういうふうな、職員がころころ変わると、やはり市民のモチベーションというのか、そういうふうなものが途切れてしまつて、なかなかその次の活動の発展に結びつかないというふうな危惧も、私などは感じるんですけども、そういうふうな懸念は市としては、いかがでしょうか。

○南館長　そういった御指摘につきましても、これは図書館、今回指定管理者を入れさ

せていただく場合の龍華におきまして、そういうことの事例も発生するわけですが、そういった市民との人間関係を構築しながら職員が変わってしまっていて、市民との関係で、モチベーションが下がってしまうという事例については、これは図書館の今回の事例だけではなくて、これはどうしても我々行政職員におきましても、人事異動等々はある中で、人が変わっていってしまうと、実際に福祉の問題でもあったり、そういった地域の青少年活動の支援であったり、いろいろなさまざまな場面でも生じてきているわけですが、今回の図書館の第4地域図書館におきまして、そういう事例については発生することはないとは私自身は正直言えないところがございます。

ただ、市全体の中で、ボランティア団体とどうかかわっていくのかということも、大きな図書館サービス計画の中でも書かさせていただいているように、ボランティア団体全体的な団体さんと、図書館全体と、どうかかわっていくかという、そういう議論もさせていただいて、これについては中央図書館的機能の八尾図書館が窓口で、いろいろな協議とかお話をいただいたりとか、御相談させてもらったりとかいうところを組んでおります。

今回の第4地域図書館にかかわっているボランティアの方々もおられ、今後発生してくると思います、そういったところについては、まずは市全体的な中でボランティア団体さんと取り組みということですので、決して龍華の第4地域図書館の職員だけと各地域のボランティア団体さんだけというようなことではなくて、そういった市全体の中でいろいろな団体さんとのコミュニケーションは図っていく仕組みを作っていくべきかなというふうには思っております。

○松井委員 市全体としては確かにそのとおりだと思います。ただやはり、市民活動、先ほどもコミセンの職員はまちづくりを支援するというふうなことをやっていきたいというお考えだったと思いますけれども、要するに、市側の職員は、市民の活動を支えるというふうなところの立場に回れるということだと思います。

ですから、これまで市が主導でやってきたようなことも、今後は市民を中心に、市民主導で、市民主体にまちづくりを考えていくということだと理解しておりますけれども、それであればなおさら、市民が積極的に活動していただけるような、活動をしていけるような、まちづくりというか、図書館づくりも含めてやっていく必要があるかと思っております。

市民団体というのは、その足場が必要です。その足場をどこに置くかということ、龍華の地区に住んでいる市民は、龍華の図書館を足場にして、足がかりにして活動したい。それは当然あります。ですから、龍華の地域の市民がいつもいつも八尾の図書館に行って、図書館の職員と話し合うのではなくて、直接のその龍華で活動している、あるいはサービスを提供してくれている龍華の職員のほうと協働しながら活動をしていくということは、自然に当然あってしかるべきだと思います。

ですからそういうところの、市民がやりやすいような活動を配慮してくれるかどうかということだと思っております。

○南館長 私の説明がちょっとややこしかったんですけども、決して各地域のボランティアさんと八尾図書館が常にコミュニケーションを図り、各地域のボランティアさんが八尾図書館に来てということではなくて、八尾図書館のほうに、一定、いろいろなボランティア団体さんも横のつながりが広がってきまして、そういったいろいろな連合的な集まり

があるんですけども、そういったところには八尾図書館のほうともお話もさせていただいております。

それと、各地域の図書館で活動されるボランティアの方々には当然各地域の図書館のほうに足を運んでいていただいで、それぞれの図書館の職員、従事者とのお話で、それぞれの図書館を活用いただければというふうには考えております。

ただ、そこだけの、各地域図書館とボランティアさん、その地域のボランティアさんだけの線ではなくて、そういった各地域の図書館とボランティアさんがどうかかわっているのか、そういったことの全体的なことについても、八尾図書館のほうで把握しながら、各地域のボランティアさんとの顔もつくっていただけらなというふうには思っております。

○松井委員　ありがとうございます。実際にそのときになってみないとわからないことは幾つもあるかと思しますので、常に龍華の図書館の動向を市側が把握できるような、そういう方策はぜひ心して確保していただきたいというふうに要望はさせていただきます。ありがとうございます。

○井上会長　はい、永富委員。

○永富委員　前回いただいた第6回的时候ですかの資料2で「市立図書館の管理運営体制について」で、指定管理者方式の図で「平成27年度からは第4図書館が指定管理者による図書館運営」素案なんですけれど、とあって、その次の段階は「平成27年度からの市直営と指定管理者による4館体制の状況を踏まえて、4館体制の図書館運営体制を展開」となっているんですけど、山本、志紀の、次の段階として、指定管理者制度になるという可能性というか、その将来的な計画というのはあるのでしょうか。

○南館長　この図面につきましては、必ずしもその次の段階に、では山本、志紀がそういう民間管理になるのかということを示しているわけではなくて、これについては今回の指定管理者導入による図書館運営の状況、それと直営とのその併存のやり方につきましても、これはやはりモニタリング計上しながらということと、それと、今の職員体制等も含めまして、次の段階についてどういったところが本来よいのかどうかということも見定めていった中で考えていきたいと思っております。

○永富委員　では、これからの現状というかを踏まえて考えるということで、今の段階では指定管理を他の2館に導入するというのは、まだ全然決まっていないんですか。

○南館長　そうです。次の段階に何年からどこをどうするかということについての計画的なところについての決定はしておりません。

○永富委員　第4図書館を指定管理にして、モニタリングとかで指定管理者はやはり合っていないという意見が多ければ、指定管理を取り下げるという可能性もあるのでしょうか。

○南館長　可能性の議論になりますと、ゼロということについては断言というのは非常にやはり難しいところもあると思います。ただ我々としては、今後の将来的な職員体制、それと、厳しい財政状況の中でどうサービスを提供してくべきなのかということと、それと、実際に指定管理者を導入した自治体さんの利用状況等も含めて、こういう形が今のところはベターであろうというふうに考えておまして、当面はこの考え方に基づくものかなと思っております。

ただ、将来的に、では、何年後にどうなるのかということについては、私自身も断言は非常に難しい状況です。

○永富委員 1回決めたのをまた元に戻すというのは大変なことだと思うので、今、この段階で指定管理を入れるかどうかというのはすごく大変なときだと思うのです。私自身としても、指定管理者制度を入れるというのは反対なんですけれど、やはり直営でぎりぎりまで頑張っしてほしいなという思いはあります。

○井上会長 はい、意見として、はい。はいどうぞ、池田さん。

○池田委員 私も質問ではなくて、本当に個人的な意見なんですけども、指定管理が入っている和泉市の図書館に、ちょっと見にいっただけです。そしたら、とても印象は良かったです。職員さんも、入ったらすぐに「こんにちは」と挨拶をしてくださるし、本はとても整然と並んでいるし、奥で2時間ぐらいいたんですけども、職員さんも巡回しがてら整理されたり、いい感じだなと思いました、印象は。

ただ、図書館の意義と考えたときに、やはり社会教育機関であるというところ、やはり生涯にわたって本当に赤ちゃんから御年配の方まで広く保障された機関だと思っているので、やはり、そういうところは、市がちゃんと責任を持って直営で運営していただきたいと思っています。

○井上会長 どうぞ。ほかの委員さん。吉川委員。

○吉川委員 大阪府立図書館はいろいろなことをやっているんですけども、府内の図書館さん、あるいは図書館、学校関係者の方々に向けてのいろいろな研修もやっております。八尾市の職員の方に講師になっていただいて研修をやったことも何回かございます。それくらい力のある司書さんが育てていらっしゃる、いい図書館だと思っています。

最近気がつくんですけども、大阪府内一斉に研修の御案内をしますと、指定管理が入っている自治体からの研修の申し込みというのが非常に早いんです。ほかのところはゆっくりしていらっしゃるのかたまたまなのかはちょっとわからないんですけども、非常に指定管理の業者さんといいたましようか、官からの、研修のニーズというのは非常に多いのかなというふうに感じております。

つまり、いろいろな良い点、悪い点はあるのでしょうけれども、人材育成に関してはまだ少し足りないと言いたましようか、そういうところもあるかと思ひまして、民間の活力というようなことも言われますけれども、十分そういう状況もお考えになって、これから、私も指定管理というのは人が変わるといような面もあって非常に継続性についてしんどいなと思っているんですけども、これから進めて、もし、行かれるということであれば、そのあたり、業者さん、少なくとも大阪府内で入っていらっしゃる業者さんについては、そういうような現状であるということも、少し頭の中に入れておかれたらよいのかなというふうに思っております。

中央館でかなりコントロールをされるといいたましようか、選書の候補は決めるんですけども、最終的な決定は中央がされるというような御予定、というようなこともありますけれども、全体を見つつ、八尾市の図書館のサービスレベルを上げていくというところで、よくお考えいただければと思っております。

○井上会長 意見として。

○吉川委員 はい。

○井上会長 はい。ほかにありませんか。はいどうぞ小垣内さん。

○小垣内委員 民間が入ると、管理運営ということが入るといことで、すごくいい面

も出てくるのだろうというふうには思っているんですけども、例えば、龍華のほうは職員さんが入らないということで、すごく例えば、龍華さんがすごく頑張ってしまったと「とてもよくなった」と言って、ほかの3館と切磋琢磨して、八尾市全体のレベルが上がっていけばいいなというビジョンがあるとは思っているんですけども、そこはそこというふうになってしまわないのかなというふうには、ちょっと心配はしています。

将来的に山本、志紀、八尾とかというのも、指定管理というふうな形に、もしかしたらなっていくかもしれないんですけども、そのときもやはり市の職員は入っていないというふうなイメージなのでしょうか。

○南館長 指定管理者制度を適用するということになれば、基本的に市の職員がそこへ常駐して働くということは基本的にはできない制度になっております。ただ、これは市のほうが各施設を指導監督とか監視するということは当然ありますので、その中でサービス内容であったりとか、モニタリングといったところでのチェック機能は働くようにはなっております。

○小垣内委員 やはり書面によるものであったりとか、一部のような気がするんですけども、職員が入っていらっしゃらないということで、その現場の様子を見なくて、そういうアンケートだけの声で本当の市民の声というのは聞き取れるものなののでしょうか。

○南館長 市民の声をどうやって聞き取りに行くかということになると、それはアンケートの手法も一定、使われているところもございますし、対面でのヒアリングをすることか、いろいろな手法があるかと思えますし、実際の利用者の個々のニーズをどう把握し切れるのかということについては大きな課題、これは、今回のだけではなくて、一般的なマーケティングの中でそのニーズをどう把握していくかというのは、大きな課題ですし、そういうところはサンプリング調査であったりとかが一般的に認められ、通念上、使用されておりますので、そういったデータの活用をしながら我々としては検証していくことしかできないのかなと思っております。

ただ、実際にカウンターとか、そこに立たなくてどうやって把握できるのかということについては、基本的にはその指定管理者の図書館に職員が配属されて、そこで業務は行わないということになっております。ただ、いろいろな手法によるそのニーズであったり、利用状況についてどう職員がチェックをしていくのかというそのやり方の問題については、今後できるだけ小垣内委員が懸念されているような紙切れだけのヒアリングではなくて、フェイス・ツー・フェイスで利用者の意見をどう汲み取っていくのかという手法については、今後検討して行って、実践していくべきところかなというふうには思います。

○小垣内委員 ありがとうございます。誤解がないようにとは思っているんですけども、今やはり図書館にいらっしゃる方、本当に御親切なので、こういうふうな関係が続いていけばいいなというふうな希望からの意見ですので、よろしくお汲みとりいただきたいなと思っております。

○井上会長 はい。

○新居副会長 みんなの意見と同じようなことですので、いいです。

○井上会長 永富さん、よろしいですか。

モニタリングの評価のことですけど、行政評価システムというのはそれぞれの項目について、いわゆる現場が評価するんですよね、現場の職員が。それを現場にいなくて、龍華

の図書館の行政評価システムに基づく行政評価をしようとするれば、どのように評価ができるのでしょうか。職員がいなくてただ外部から見ていて評価をするというのはちょっと不可能ではないかという気がするんですよ。前から言っているんですが。

○伊藤教育次長兼生涯学習部長　モニタリングの手法で、アンケート等でもって、実際評価できるのかという、御指摘ですけれども、我々生涯学習施設あるいは文化財の資料館とか、あるいはいろいろな施設については、全て指定管理でもって運営をしております。

当然年に一回定期的なモニタリングでもって、そしてアンケートの手法でもって、利用者のニーズをあるいはサービス水準がどうかという視点でもって、利用者の意向を調査しということで、そういう方法で一つはやっております。

ただ、それだけではなしに、一切当該施設に市の職員が、要は調査等で行かないのかと言えば、我々生涯学習スポーツ課の職員あるいは文化財課職員、やはりそれぞれの施設へいろいろな形で出向いて、それで実際管理運営がどうなのか、当然常駐という形ではございませんけれども、市の職員が施設へ行ってそれで利用、サービス状況を見るということは一切ないのかと言えば、そういうことではない。

当然龍華の図書館、今、委員さんのほうから様々な御指摘をいただいている中で、我々市で管理ということを考えてございます。当然指定管理ということになれば、御意見等も十分踏まえまして、そこでのサービス水準、我々の期待した水準を維持していただいているかどうかについては、当然中央図書館の職員が出向いて、そういうサービス状況についてのチェックを行っていくということは当然やっていかなければならないことというようには考えているところでございます。

○井上会長　ほかの委員さんございませんか。

私はちょっと勘違いをしているかもわかりません。各自治体には当然行政評価システムというのが導入をされているという前提で、私、話をしていましたが、八尾市さんの場合はないんですかね。

○南館長　済みません、八尾市においても確か平成11年かそれぐらいから評価システム的なものは導入して、今現在も電算システムの中で各目標とか指標を持たせ、進捗管理とか課題整理とか、そういったことに対する検証については行っておりますし、以前は施設に対するさまざまな施設の検証をするシステムも入っていたんですけど、最近はちょっと別の観点になっておりますけれども、八尾市は導入されていると。

○井上会長　そうですか。はい。

○伊藤教育次長兼生涯学習部長　先ほど私が申し上げましたのは、我々八尾市全体として指定管理を行っておる。それで今、御指摘いただいているような懸念については、やはり図書館だけではなく、ほかの公の施設においてもしっかりサービスをしていただいているかどうかについては、やはり点検を行っていく必要があるということで、指定管理の指針におきまして、指定管理者の業務監視等に関する事項ということで、我々がやっていかなければならないことということ、決め事として位置づけてございます。

モニタリングについてということで定期的に確認をしよう、あるいは臨時的にも確認に行きなさい、あるいは、そういう上に立って指定管理者の業績を適切に評価してくださいよと。その結果については毎年1回議会のほうに報告をしてくださいよというような仕組みになっております。我々、この指針に基づいてしっかりその辺の評価を行っておるという

ようなところでございます。

○井上会長 はい、わかりました。ほかに委員さん御意見・御質問等ございませんか。

それぞれの委員さんの御意見をお聞きしていただきましたんですね。基本的にやはり指定管理者制度の導入については非常に懸念を持っておるということで、賛成しがたいという御意見が多いわけですが、あえて協議会としては、反対だとか賛成だとか言うことはここで表決をとってするというのはおかしいですので、いたしませんけれども、それぞれの委員さん方が思いをそれぞれ伝えていただいたという、そういう内容を十分慎重に事務局のほうで検討いただいて、課題解決に向けて取り組んでいただきたいというように思いますので、よろしく願います。

委員さん、よろしいですか、こんなことで。協議会としても反対とかなんとか言いませんけれども、委員さんは皆「基本的には賛成しがたい」というふうな表現でいいかと思いますが、はっきりそれぞれ意見をおっしゃっていただきましたので、何回もやりました。

だからもう、要望書を協議会として出すとか、そういうことはいたしませんけれども、十分委員さんの意見を踏まえていただいて、課題解決に向けて進んでいただきたいと思えます。

○池田委員 最後にいいですか。

○井上会長 どうぞ、言ってください。

○池田委員 済みません、最後に、きょうせつかく持ってきたので、志紀図書館の10周年のときの記念誌なんですけども、これを改めて読み直すと、本当にこの10年間という期間をかけて職員さんと利用者さんがすごくいい関係を築いてこられたというのがよくわかるんです。やはりこういう温かみのある施設というのを地域としては希望していますので、よろしく願います。

○井上会長 はい。では、なければ協議案件の「その他の案件」について、事務局から説明してください。

○西村館長補佐 それではその他の協議案件としまして、「新八尾図書館のオープンについて」お伝えをさせていただきます。前回もお知らせをさせていただいておりますとおり、オープンの日ですけれども、平成26年4月30日、水曜日を予定いたしております。

また式典等につきましては、当日の午前中の予定としておりますけれども、詳細が決定いたしましたら、委員の皆様にもまた、お知らせをさせていただきます。よろしく願います。

○伊藤教育次長兼生涯学習部長 今、会長さんのほうからの指定管理の、龍華図書館で指定管理を導入するようなことについて、まず委員さんの御意見だということで、結論として、図書館協議会としては結論を出さずということで、委員さんの意見を受けとめて我々のほうでしっかり対応し、慎重に対応してくださいということで総括いただいたところなんですけども、一応我々、今いただいた御意見というのは、やはり指定管理を導入することについての課題、あるいは懸念があるというようなことというように受けとめてございます。直営のほうが望ましいというふうな御意見も我々十分受けとめさせていただきますと思います。

ただ、いただいた課題、懸念については、我々指定管理でもって、我々が十分運用面あるいは管理面で指定管理者と協議することによって、あるいは指定管理者にこういうこと

をやってくださいよという、あるいは、指定管理者の継続性とかということについても、指定管理の運用の中でやはりできるだけその辺も十分配慮することによって、克服できない解決できない課題ではないのかなというように考えております。

ただ、今いただいた御意見については、ちょっと持ち帰って再度我々十分受けとめさせていただいて、総合的に判断をさせていただきたいと思っておりますけれども、ただ、いただいた御意見は貴重な御意見として受けとめさせていただいて、我々として、いま一度総合的にどうしていくのか、決断をしていきたいというふうに考えているようなところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○井上会長 委員の皆さんそれでよろしゅうございますか。はい。

○松井委員 パブコメは実施されてですか。その判断した結果に対しては。

○南館長 市ではこういった件についてはパブコメは実施しておりませんでして、市は基本的には計画を策定する段階での意見募集はさせていただいております。

○松井委員 でも大きな案件だと思うんですけども。

○南館長 松井委員のおっしゃるように、図書館の行政を大きく左右するテーマではあるんですけども、市のパブリックコメントを実施するにおいては、基本的には計画の策定に伴いまして事前段階で意見をもらうというのが通例でやらせてもらっております。

○井上会長 よろしいですか。

○松井委員 できるだけ検討はしていただければと思ひます。

○井上会長 ほかに事務局からありませんか。いいですか。

一点だけお聞きしたいんですけども、先ほど龍華図書館の1日平均の貸し出し点数、2000点というふうな試算を出されていましたが、この八尾図書館が新館になりましたら当然利用がかなりふえると思うんですが、その八尾の新館の1日の貸し出し点数というのは大体どのぐらいに見込んでおられますか。当然1.5倍以上、多ければ2倍という数字が出てくると思うんですけども。

○南館長 実際八尾図書館におきまして、今現在1700から多いとき2000前後ぐらい以下ぐらいなんですけども、当然八尾図書館がオープンした最初の3カ月ぐらいは非常に多くの方が来られるので、数字的には圧倒的になると思うんですが、大体は2500から3000ぐらいを目標というふうには思っております、また八尾市の市民一人当たりの年間の貸し出し点数については、平成26年の新しい八尾図書館がオープンしたその年度におきまして、26年度においては、9.1というふうに定めておきまして、市民一人当たり年間で9.1冊の本を八尾市全体で借りていただけるような数字を実施計画上の目標とさせていただいております。

○井上会長 というと、龍華がオープンした時点では。

○南館長 龍華がオープンした後の、実際27年の途中からですので、28年度の目標としては、9.7と。

○井上会長 9.7。約10冊。

○南館長 はい、の数字を掲げさせていただいております。

○井上会長 わかりました。はい。どうもありがとうございます。ほかに委員さん、どうぞ言ってください。

○小垣内委員 新図書館とか第4図書館とかとはまた全然違う話なんですけれども、き

よう追加資料をいただきましたので、ちょっと御質問だけさせていただきたいんですけども、山本図書館と志紀図書館というのは規模的にも似たような感じに見受けられるんですけども、予算が山本図書館は約1000万円少ないんですけども、この差は何なのでしょう。

○南館長　これは直接の経費を計上しておるんですけども、山本図書館の場合は施設の管理に伴う経費についてはコミュニティセンターのほうの予算で計上しておりますので、それでビルのメンテナンスとか光熱水費については基本的にはコミュニティセンターで計上していると。志紀図書館の場合はそういった施設管理の経費が含まれているという、その違いがあります。基本的にサービスメニューについての図書の購入費の額については同規模となっています。

○小垣内委員　ありがとうございました。

○井上会長　次回の協議会の日程等はわかりますか。お願いします。

○西村館長補佐　2件ほどございますので、ご説明させていただきます。

まず会議録の件なんですけれども、第5回の前々回の協議会の会議録につきまして委員の皆様にもまずお送りをさせていただいております。訂正等がございましたら、できましたらお早めに御連絡をいただければと思います。よろしく願いいたします。

また第6回、前回の協議会の会議録につきましても、現在、鋭意作成しております。事務局のほうから、できましたら2月の中旬ごろには委員の皆様には御配付できるかと考えております。また校正のほうよろしく願いいたします。

続きまして、次回の日程についてでございますけれども、またこれから調整となるんですけども、一応、事務局の案としまして、3月26日水曜日に協議会を開催させていただきたく、日程調整を行わせていただきたいと思います。また当日なんですけれども、協議会の終了後に新八尾図書館の見学が一定できるかなと思いますので、よろしく願いたいと思います。3月26日の時間等につきましては、少し調整いただく形になります。

○井上会長　見学の時間とかは、午後ですか、予定は。午前でも午後でも。それで、会議も新図書館です。ではない。

○西村館長補佐　一応、こちらのほうへ。

○井上会長　こちらですか。はい。わかりました。

○西村館長補佐　予定としては、午前10時からできればありがたいなと思います。本日と同じ時間ですけど。

○井上会長　はい。10時から。

○西村館長補佐　不都合とか要望等ございましたら事務局のほうまで御報告よろしく願いいたします。失礼します。

○井上会長　ほかにございませんか。

何回かにわたりまして管理運営等について皆さんに慎重にいろいろ御意見、御協議いただきました。ありがとうございます。非常に難しい問題でありますけれども、八尾市は八尾市の方針がありましようから、できるだけ委員さんの発言と御意見を十分御検討の上、進めていただきたいと思います。

本日は本当にお忙しい中お集まりいただきましてどうもありがとうございました。これで協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 11:46